

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職2〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

大阪市内の店舗（以下「本件店舗」という。）が、ナチス・ドイツの標章と認識しうる標章（以下「本件標章」という。）を、不特定多数の者が視認できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る条例の適用関係について

本件諮問の内容は、第一に本件表現活動が条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するかどうかについての意見を求めるとともに、本件表現活動が同項各号に掲げる表現活動に該当する場合にヘイトスピーチに該当するものであるかどうかについての意見を求めるものである。

条例第5条の規定については、平成28年7月1日（以下「条例全面施行日」という。）から施行され、条例附則第2項の規定により同条の規定の施行後に行われた表現活動について適用するとされているところ、本件標章が不特定多数の者が視認できる状態に置かれ始めた時期は、条例全面施行日前であると推認できる。

以上の点を踏まえ、当審査会では、まず、本件表現活動への条例第5条の規定の適用の有無についての検討を行い、次に、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれかに該当するかどうかの検討を行った上で、ヘイトスピーチに該当するかの検討を行うという手順で調査審議を行うこととした。

2 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 本件表現活動に係る申出人

本件表現活動は、条例第5条第2項に規定する申出はないものの、大阪市ホームページ上のメール送信フォームにより、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項

に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 意見書及び有利な証拠の提出について

本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）に対しては、相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与したが、これらの提出はなかった。

イ 口頭での意見陳述について

本件表現活動者にアの意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知をする際には、併せて、条例第9条第3項に基づく申立てがあれば、口頭で意見を述べる機会を付与する旨通知したが、本件表現活動者から同申立てはされなかった。

3 本件表現活動への条例第5条の規定の適用の有無について

1に記載のとおり、本件標章が不特定多数の者が視認できる状態に置かれ始めた時期は、条例全面施行日前であると推認できる。

その一方で、条例全面施行日以降も、本件店舗に関して、不特定多数の者が本件標章を視認できる状態は変更されていない。なお、このことは、令和元年10月に、当審査会の事務局である大阪市民局が現地にて確認を行った。

このほか、本件店舗に関して当審査会が調査した結果をあわせると、次のことがいえる。

- ・当初、誰がどのような事情で本件標章を不特定多数の者が視認できる状態に置いたにせよ、その行為は、本件店舗のために行われたものである。
- ・本件店舗の運営に責任を有している者（以下「店舗運営に係る責任者」という。）においては、不特定多数の者が、本件標章等を視認できる状態について変更されていないことを認識していないとはいえない。
- ・また、当該状態を維持すること、あるいは、本件標章を撤去するなどし、若しくは修正し、又は本件標章に何らかの措置をして不特定多数の者から本件標章を見られないようにすることを含め、およそ本件標章に係る表現をどのように維持改廃等するかについては、店舗運営に係る責任者が、その責任において、任意に決定し実施できるものと認めるのが自然である。

したがって、本件表現活動は、本件店舗によって条例全面施行日以降に行われたものであり、本件表現活動には、条例第5条の規定が適用されるものと考えられる。

なお、何らかの理由により、本件店舗が、本件標章に係る表現の維持改廃等に関与できないこととされている等の事情があり、そのことによって、本件表現活動が他の主体により条例全面施行日前に行われたものであると判断でき、条例第5条の規定が適用されないこととなる可能性についても、まったくないとは言いきれないが、本件表現活動については、条例第5条の規定が適用されるとしても、5に記載のとおり、結局ヘイトスピーチには該当しないことに鑑み、当審査会としては、そのわずかな可能性についての検討までは行わないこととした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

本件表現活動は、大阪市内において、本件標章を、不特定多数の者が視認できる状態に置いていたものであることから、大阪市内で行われたものであると認められ、本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。

5 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動においては、少なくとも客観的・外形的にはナチス・ドイツの標章と認識しうる標章が表示されている。

ナチス・ドイツは、歴史的に、ユダヤ人、ポーランド人、ロマ人等を迫害してきたことや、情報提供を行った者が、同情報提供の中で、本件表現活動について、「欧米の方々への考えられない犯罪的行動」と述べるとともに、「ドイツ人の友人に見られたらどうしよう」と述べているから、ナチス・ドイツの標章と認識しうる本件標章を用いた本件表現活動が、上記の中の特定の人種又は民族の属性を問題にしている可能性も否定はできない。

しかしながら、本件標章が表示されている場所周辺には、本件標章以外には、本件店舗の商品に関する一般的な宣伝文句等の表記があるのみで、他の手段による表現も認められない。

こうした状況からすると、特定の人種又は民族の属性を問題にしているのかどうか、仮にそうであるとしても、具体的にどの人種又は民族の属性を問題にしているのかが、本件表現活動を視認したものが客観的に認識できる情報の範囲では、明らかであるとはいえない。

また、当該標章を不特定多数の者が視認できる状態に置く目的として、当該人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人若しくは当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）を社会から排除する、特定人等の権利若しくは自由を制限する、又は、明らかに特定人等に対す

る憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおる、といったことが認められるかどうか、本件表現活動を視認したものが客観的に認識できる情報の範囲では、明らかであるとはいえない。

これらのことからすると、本件表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ又はウのいずれにも該当しない。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

本件表現活動が、特定の人種又は民族の属性を問題にしているものであるかどうかについては、(1)に記載したものと同様の論点がある。

しかし、仮に本件表現活動が、特定の人種又は民族の属性を問題にしているものであるとしても、本件標章以外には、本件店舗の商品に関する一般的な宣伝文句等の表記があるのみで、他の手段による表現も認められないことからすると、特定人等に対する相当程度の侮蔑又は誹謗中傷といえるような態様又は内容については、認めがたい。

また、特定人等に脅威を感じさせる態様又は内容であるかどうかについては、ナチス・ドイツが、歴史的に、ユダヤ人、ポーランド人、ロマ人等を迫害してきたことからすると、当該人種又は民族に係る特定人等にとっては、その歴史が呼び覚まされ、一定の脅威を感じさせるものとなる可能性は考えられるが、現在の大阪市を含めた日本国内におけるナチス・ドイツに関する事象が取り扱われている状況に照らして鑑みれば、本件表現活動を視認した特定人等に、その生命、身体又は財産が具体的に侵害されるとの脅威を感じさせるとまでは言い難いと考えられる。

これらのことからすると、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(3) 結論

(1)及び(2)より、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチには該当しない。

6 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

第3 当審査会からの付随意見について

1 意見を付することとしたきっかけ

本件標章は、20世紀前半にユダヤ人、ポーランド人、ロマ人等の民族のみならず、障がい者、同性愛者などに対する人道上許しがたい行為をしたナチス・ドイツに係るものと客観的に認識できるものである。

ドイツをはじめとする一部の国では、本件標章を用いた表現活動について法令による制限あるいは罰則の規定があるとともに、これらの国以外も含めて、本件標章については、今なお、上記人道上許しがたい行為を想起させる標章であるという国際的認識がある。実際、本件標章を想起させる程度のデザインの帽子や衣服を着用した場合ですら、着用した者の意図にかかわらず、人権感覚を欠いた行為として国際的な批判を浴びることになる事例が生じている。

本件表現活動は、本件標章が大阪市内において不特定多数の者が視認できる状態とされ続けているという内容であったことを踏まえ、当審査会としては、「国際人権都市大阪」（「大阪市人権尊重の社会づくり条例」前文）を目指している大阪市行政との関連から、本案件を重要な事案ととらえ、意見を付すこととしたものである。

なお、調査審議の順序についても、大阪市長の職権諮問による案件ではあるものの、条例第5条第2項に基づく申出による他の案件とも並行的に取り扱い、ヘイトスピーチ該当性等の調査審議を行ったものである。

2 付随意見の内容

調査審議の結論及びその結論に至った理由は、第1及び第2に記載したとおりであり、条例に照らして調査審議した限り、当審査会は本件表現活動を条例に基づくヘイトスピーチには該当しないと判断するものである。

しかしながら、今後新たに、本件標章のようなものを肯定的なものとして発信するような、本件表現活動とは別の行為が行われるのであれば、その内容によっては、その個別の調査審議の結果としてヘイトスピーチに該当する可能性があることに加え、そのような内容のヘイトスピーチは、国内においてもまた国際的にも、その受信者に対して、20世紀に行われた最大の人権侵害の一つについての記憶を呼び覚ますとともに、こうした表現活動が公然となされる大阪市という都市に対する印象や評価の低下、あるいは不信感・嫌悪感の世界的な拡散につながる可能性があるとして深く憂慮するものである。

また、当審査会は発足以来、大阪市長からの諮問に応じて、20件近くの個別の案件について、ヘイトスピーチ該当性等に係る答申を行ってきたが、これまでの案件は全て、在日韓国・朝鮮人又は日本人を特定人等とし、当該特定人等に関するヘイトスピーチであると指摘する申出や情報提供に係る案件の答申であった。本答申は、西洋に起源を有する個別の人権課題に係る案件について、そのヘイトスピーチ該当性等を調査審議した、当審査会としての初の答申である。大阪市は、物理的な距離としては西洋から遠く離れて

いるものの、世界に広く開かれた経済都市・観光都市であることから、国際人権都市の実現を目指すべきことは必然の理であるともといえ、国際的によく知られた人種・民族に係る人権問題について、市民の理解がなされていないというような状態では、今日のような情報化・グローバル化の進展した世界においては、やがて、人権感覚の不十分な都市としての烙印を押されることとなり、経済都市・観光都市としての発展にも悪影響を被るとともに、「国際人権都市」の実現が彼方に遠のくことになりかねない。

したがって、そうした事態を招かないよう、大阪市におかれては、国外を発生源として問題になった人種・民族に係る人権問題のうち主要なものについても市民の知識をより一層涵養するなど、条例第3条に基づく、ヘイトスピーチを許さない旨の啓発活動をより強く推進し、一人ひとりの市民の理解や行動を通じて、国際人権都市大阪を実現できるよう留意されたいので、このことを、条例第6条第1項の規定による個別の案件に係る大阪市長からの諮問に対する答申に付随する、条例第7条第2項の規定に基づく条例の施行に関する意見として述べる。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元一職 2

年 月 日	経 過
令和 元年 10 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 元年 10 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 12 月 23 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 1 月 10 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 1 月 20 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 3 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 4 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 5 月 22 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 6 月 15 日	調査審議（論点整理）
令和 2 年 8 月 25 日	調査審議（答申案）
令和 2 年 10 月 7 日	調査審議（答申案）
令和 2 年 10 月 13 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）